

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により令和5年度の地籍調査に

関する事業計画を次のとおり定めた。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

| 調査を行う者の名称 | 調査目的 | 調査地域 | 調査期間 |
|-----------|-------------------------------------|---|---------------------------|
| 長崎市 | 地籍の明確化により、公共事業の円滑化及び、都市開発等の活性化を図るため | 八景町 田上二丁目 大崎町第1 宮摺町第1 青山町第1 金堀町第1 金堀町第2 大浦町 東山町 下町 平戸小屋町 江の浦町 南が丘町 南町 岩川町 浜口町 西山一丁目第1 梁川町 竹の久保町 柳谷町 岩見町第1 宝栄町 春木町第1 東山手町外 花園町 南山手町 相生町 坂本一丁目 | 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで |
| 佐世保市 | 地籍の明確化により、公共事業の円滑化及び防災対策の推進に資するため | 木風 | 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで |
| | | 稲荷第一藤原 大和第一 大黒第一東山 大和第二 日宇第一 日宇第二 天神第二 | 令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで |
| 島原市 | 地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため | 白山第8・霊丘第2 白山第9・霊丘第3 白山第10・霊丘第4・森岳第1 | 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで |
| 諫早市 | 地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため | 貝津第1の2 貝津第3の1 久山第3の1 貝津第3の2 久山第3の2 津水・真崎第1 津水・真崎第2 | |
| 大村市 | 地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため | 三浦第五 三浦第六 三浦第七 三浦第八 鈴田第三 鈴田第四 | |

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により令和5年度の地籍調査に

関する事業計画を次のとおり定めた。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

| 調査を行う者の名称 | 調査目的 | 調査地域 | 調査期間 |
|-----------|----------------------------------|---|---------------------------|
| 平戸市 | 地籍の明確化により、公共事業の円滑化及び防災対策の推進を図るため | 大久保第10-2 大久保第14-2 大久保第15 大久保第15-2 宝亀B 宝亀C 宝亀E 津吉B 津吉C 田代A 田代B 草積A 草積B 草積C 草積D | 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで |
| | 所有者不明土地対策に資するため | 大久保第11-2 大久保第16-1 | |
| 松浦市 | 地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため | 前田 御厨里第1 御厨里第2 中野 下登木 北平第2 | 令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで |
| 対馬市 | 地籍の明確化により、公共事業の円滑化及び防災対策の推進を図るため | 樫根第3 樫根第4 琴第5 貝鮒第1 比田勝第3 久和第3 久和第4 | 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで |
| | 地籍の明確化により、森林施策の円滑化をはかるため | 琴第6 貝口第2 佐志賀第1 佐護東里第2 佐護東里第3 佐護東里第6 飼所第3 古里第1-1 | |
| 五島市 | 地籍の明確化により、公共事業の円滑化及び防災対策の推進を図るため | 荒川第十四 小泊第三 小泊第四 小泊第五 増田第三 増田第四 増田第五 野々切第四 幾久山第五 幾久山第三 | |
| 南島原市 | 地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため | 須川西第1 須川西第2 須川西第3 野田第4 野田第5 野田第6 田平第6 田平第7 | |